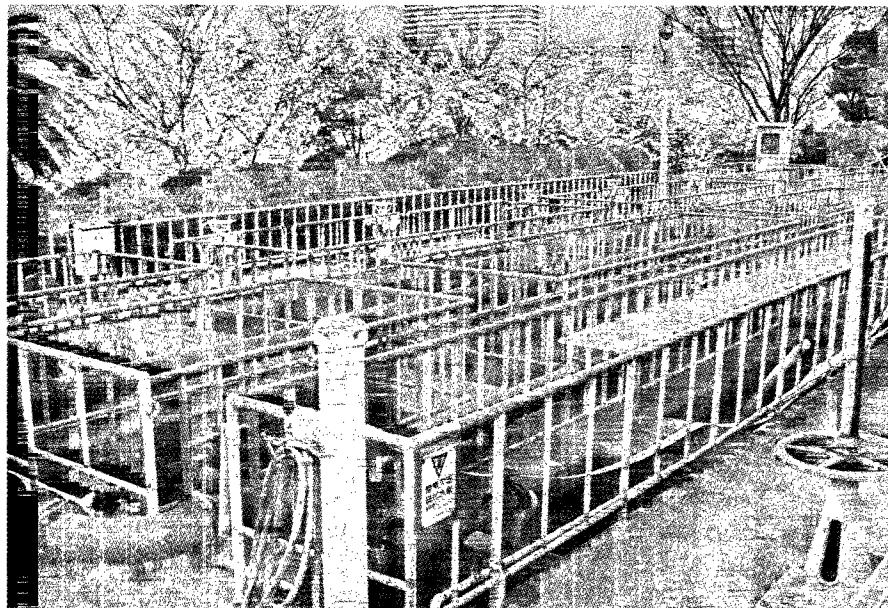


関西労災職業病

関西労働者安全センター

2000.4.10発行〈通巻第293号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



●現寸作業でタルク吸引、悪性中皮腫に労災認定 2

●職場改善事例しようかい10 8
大阪市従業員労働組合環境事業支部

●関西労働者安全センター第20回総会を開催 12

●前線から（ニュース） 15
じん肺合併肺がん問題で大阪労働局申し入れ 大阪／ひまわり医
療生活協同組合が発足 尼崎／昭和37年の最終粉じん作業で平
均賃金を算定 和歌山／JAM埠地協が安全パトロールを開始 埠

3月の新聞記事から／19
表紙／大阪市中浜下水処理場沈澱池

'00 4

タルク吸引で悪性中皮腫 思いもよらぬアスベスト被害 尼崎労基署が労災認定

仕事で使用したタルクの吸引が原因で悪性胸膜中皮腫を発症したと考えられる男性の労災請求に対して尼崎労基署は、3月末、業務上疾病として療養・休業補償を支給する決定を下した。

モルヒネ

「悪性胸膜中皮腫でもう長くないと医者に言われているんですが、鎮痛剤のモルヒネの代金が高くて。なんとかならないだろうか。」

『ということは、アスベストを使う仕事をされていたんですか？』

「医者にもそう聞かれたことがあるんですが、どうしても思いつかないんです。」

西宮市在住のAさんとはじめて電話でこんなやりとりをしたのが、去年の10月5日のじん肺アスベスト被害ホットラインのときだった。

救済の道をみつけるには、職歴中のアスベスト曝露を確認することが前提になる。発病から2年以上たっているので、労災保険法上の時効が効いて、一日一日、請求権が消滅していっている。事は急を要すると思って、翌々日に自宅を訪ねた。

時 効

電話の通り病状は相当重そうだったが、ざっと経歴、病歴を確認し、Aさんと二人でとりあえず最寄りの西宮労基署に労災請求手続に出向いた。この時点では、どこの職場が最終粉じん職場かわからないし、どこでアスベストに曝露したかもはっきりしていなかった。しかし、こういうときは被災労働者の権利保護を最優先に考え、時効の進行を止めることができた。

西宮労基署もはじめ戸惑っていたが趣旨をすぐ理解して、その場で本人が署名した労災請求用紙を受け付け、その上で、記入内容の不備として本人に請求書を返した。これで時効の進行は停止し、少なくとも1999年10月7日以降の療養補償と休業補償の請求権は確保できた。

現寸工

Aさんは1948年生まれの51才。1965年頃から鉄工所で「現寸」と呼ばれる仕事をしてきた方で、1986年からは有限会社A工業所とし、もっぱら「社長」

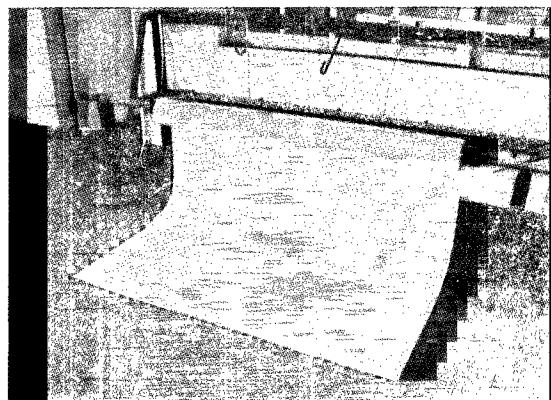


ある鉄工所の現寸作業場（現在）

として営業の業務につき現寸の現場作業からは離れた。

鉄工所では鉄の部材を切断、加工していく。そのとき、たとえば、建設物の図面から部材を切り出す際、鉄の原材料に直接寸法取りするのではなく、薄い樹脂でできた型紙を作成しその型紙を当てて原材料から部材を切り出していくという方法をとる。主としてこの型紙を作成する仕事が「現寸」である。

普通、作業場は鉄工所の2階など位置的には屋根裏の広いフロアがあてられる。この床面は緑または黒に塗装されており、元の図面を見て、ここに原寸大の部材の図を



型をとる樹脂フィルム

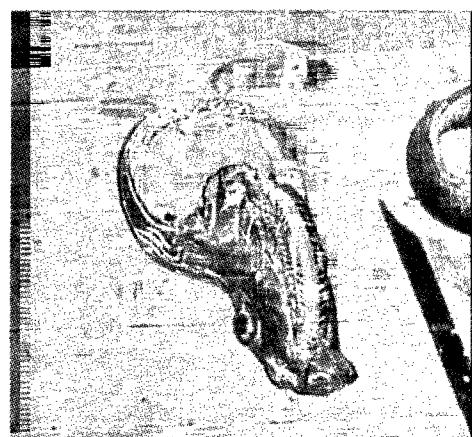
主に白い線で描いていく。この白い線を書くのには、古い時期は墨壺に白い塗料を溶いて使用していたが、やがてポスターカラーを使用するようになった。この「現寸図」の上から、樹脂フィルムを当ててカッターで型紙を切り出す。したがって、鉄工所として如何に精度のよい製品を送り出すかは、現寸作業の精度にまず依存しているという重要な仕事なのである。

鉄工所はほこりっぽいし、騒音もひどい。現寸場の上はほとんどがすぐ屋根で、空調のない頃は、ものすごい暑さの中で働かなければならなかつた。

この職人仕事をもくもくとこなしてきた



床面に書かれた現寸図



墨壺

Aさんはまさにたたき上げの人である。1965年尼崎市の鉄工所を皮切りに主に阪神間の鉄工所を渡り歩き、職人から親方となり有限会社を設立して今日に至った。

バブル後の不況、震災と会社の経営状況が苦しくなる中で、Aさんは悪性中皮腫という病魔に襲われた。

アスベストをどこで？

1995年の初夏、胸に異常を感じ近くのB病院に入院したが貯まった胸水の原因がわからぬため、近くの公立C病院に転院、病理組織検査で「悪性胸膜中皮腫」と診断されたのは晚秋11月だった。その後、背中と胸に内部からの浸潤によってできた腫瘍の切除、放射線治療を2度経験したあと、昨年の夏前、C病院に戻り、主にモルヒネによる鎮痛治療を続けていたのだった。

Aさんからのはじめの聞き取りからは直接的なアスベスト曝露歴がつかめなかつた。確かに、作業場は石綿の入った波形スレートに囲まれ、本人は記憶になくとも、石綿吹き付け材や石綿フェルトが天井裏や作業所の鉄骨に使用されていた可能性はある。また、鉄工所であるから、ボイラー関係など断熱用の石綿工事が行われていたことも考えられ、これに間接的に曝露したのかもしれない。また、建設廃鉄骨材を使用するため、これを工場敷地内に搬入し、付いていたコンクリートや付着物のハツリ、清掃作業が行われており、このとき間接的にアスベストに曝露したことも考えられ

る。

ただ、直接にアスベストを取り扱った記憶がないことやこうした聞き取り以上にはつきりとした間接的曝露も思い当たらないということが業務上認定にとって障害になりかねない状況だった。

白い粉

「その白い粉はタルクとちがうか？」

よくわからないアスベスト曝露歴に困惑していた安全センターからの電話にこう答えてくれたのは府立公衆衛生研究所労働衛生部に勤める熊谷さんだった。

ゴム製造で使われるタルクを約20年間吸引してアスベスト肺になり、現場作業を離れて28年目に悪性胸膜中皮腫を発症、死亡した堺在住のOさんの労災認定に取り組んだとき協力していただいたことがあり、そのときの経験からの話だった。

タルクは日本語では「滑石」といい、白色の工業原料で産業用に広く使われている。滑石そのものもじん肺の原因となる（滑石肺）。ところが、タルクに不純物としてアスベストが含まれる場合が多く、Oさんはそれが原因となったケースだった。専門家の間ではよく知られた事実だが、一般にはほとんど知られていないと言っているだろう。

Aさんが作業で日常的に使用していた白い塗料は、袋に入った白い粉剤を水とアラビアゴムを混ぜて作っていたもので、この白い粉剤がタルクではないか、というのである。

さっそくAさんに聞き直すと「おしろいのようなものだと、タルクが入っているということも聞いたことがある」ということであった。ほとんど毎日のように取り扱い、墨壺で線を引いたときにも飛び散ったのが顔にかかり乾くにまかせていた、作業場も乾いた線からのものでほこりっぽかった、ということだった。

タルクと思われる粉を使用していたのは、1965年から1975頃までの約10年間という事もわかった。幸い、この時期から現寸工をしている労働者がAさんの会社に在籍しておりタルク使用に関してAさんの話を裏付ける証言を得ることができた。また、鉄に直接線を引く場合には「石筆」を使用していること、石筆は太さが3から5ミリで、尖らすためにグラインダーを使っておりその粉じんを吸引する機会があったこともわかった。石筆にはタルク原石が使われている。

このように、Aさんのアスベスト曝露原因は、アスベストを含んでいたタルクへの直接曝露の可能性が濃厚と考えられたのだった。

アスベスト含有タルクの危険性

タルク (T A L C) とは化学的には含水

マグネシウム珪酸塩とよばれる層状粘土鉱物の一種で、非常に柔らかく（モース硬度1の標準鉱物）、「滑石」の名の通りすべるような肌触りの白色の鉱物である。子供が地面などに絵を書いて遊ぶ「ローセキ」はタルクであることが多く、石筆もタルクである。ローセキにアスベストが混在していることがあることが確認されている。タルクの身近な用途としてはベビーパウダーなどがある。

タルクは単一の鉱物だが、工業的に「タルク」という名で利用されているものの中には、純粋なタルクはむしろまれで、多種多様な鉱物が含まれていることが多い（表1）。

この中に、クリソタイル（いわゆる白石綿）、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトといったアスベスト（石綿）が含まれているのである。ひどい場合は、日本薬局方のラベルがついているのにタルクがほとんど入っておらず、緑泥石や角閃石（トレモライトなど）が大部分だったりすることもあるというのである。

国際ガン研究機関（I A R C）では、アスベスト含有タルクをタルクとは分けて特にグループ1（ヒトに対して発がん性がある）に分類しているほどだ。

幅広い用途と輸入量

表1 タルクに伴って産出する鉱物 1)

炭酸塩鉱物	マグネサイト、ドロマイト、方解石	用途は表2の ように幅広く、 1990年ごろ までの輸入量は
角閃石	トレモライト*、アクチノライト*、アンソフィライト*	
蛇紋石	クリソタイル*、アンチゴライト、リザルダイト	
その他	石英、雲母、緑泥石（クロライト）	

* · · · · アスベスト

表2 タルクの産業利用 1)

製紙用	充填剤、塗被剤、顔料
繊維用	充填剤、增量剤、仕上げ剤
ゴム用	補強充填剤、增量剤、加工性増進剤、打粉剤
農薬用	稀釈分散剤、効果持続性増進剤
医薬用	外用散剤(※1)、軟コウ基剤、整型、ろ過増進剤
顔料・ペイント用	顔料、沈降防止剤、增量剤、流動性増進剤
化粧品用	基剤、顔料、滑り剤(※2, ※3)
プラスチック用	充填増加剤
鉛筆用	顔料、可塑剤、充填剤
その他	窯業、ガラス工業などにおける白色彩葉、磁器原料、打粉剤

※1. サリチル酸タルク散

タルク	87
でん粉	10
サリチル酸	3
	100%
	.

※2. 粉おしろい

タルク	50~
カオリン	15
亜鉛華	15
その他	20
	100%
	.
顔料・香料	

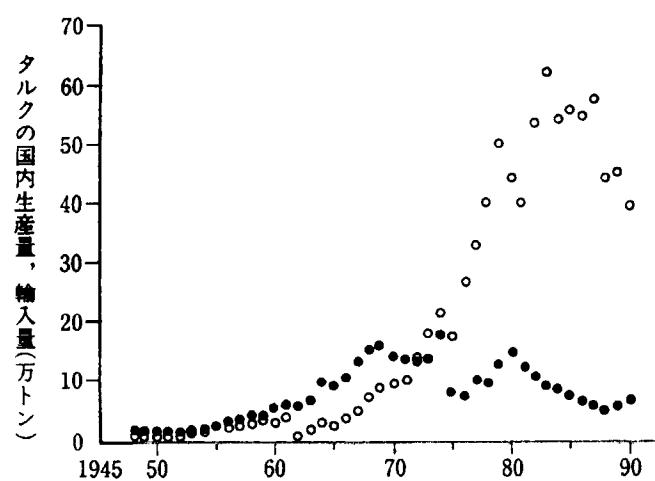
※3. カルカンパウダー

タルク	75~100
カオリン	5~0
亜鉛華	5~0
その他	10~0
	100%
	.
顔料・香料	

図1のように1970年以降急増している。また1991年から1999年までの輸入量は表3の通りである。表3によれば1999年のタルク輸入量は約40万トンでそのうち4分の3以上を中国から輸入している。また、クロライトとして中国から約16万トンが輸入されていることがわかる。クロライトは緑泥石のことだが、タルクとして扱われているようである。

また、輸入統計の数字を知らせてくれたタルク業者の話では、「国内でも群馬、埼玉、栃木方面でタルク分5から20%のものがタルクとして販売されており、四国、九州、兵庫でも蛇紋岩系のも

のが販売されているでしょう。このように、タルクと称しているものは中身がいろいろなことがあります、はっきりした統計はない

図1 タルクの国内生産量(●)と輸入量(○) 2)
(鉱業便覧より作成)

いのですよ。」ということだった。

悪性中皮腫の増加の中で

厚生省統計によって、1995から98年の4年間に悪性中皮腫による死亡が2243人にのぼることが判明し、この数字から類推されるアスベスト関連肺がん死を含めると年間1200人から1800人のアスベスト関連死があるとも言われている。この中にはアスベスト含有タルクによる死亡も含まれているだろう。

Aさんを担当した尼崎労基署は、職権調査の中で塗料に使用されているタルク製剤やタルク原石の現物を確認したと説明している。労基署は、本人や同僚、関係者の聴取内容、さらに、局医の意見を取った上で、総合的に、タルク吸引によるアスベスト曝露が主因として業務上疾病と認定したと思われる。タルクに含まれるアスベストによる健康障害については、タイヤの仕上げ工程で打ち粉としてタルクを使用していた労働者の肺癌やタルクの粉碎工程従事労働者のアスベスト肺が労災認定事例として報告されている²⁾。悪性中皮腫の例は安全

センターとしては、前述のOさんのケースがあった。当然、原因が究明できていないものや労災認定されていない事例もあると考えられる。

闘病中のAさんは労災認定の知らせを複雑な思いで聞いたに違いない。悪性中皮腫は長期の潜伏期間を経て発症する、非常に苦しい病気である。Aさんのようにつらい思いをする人をなくしていくためにも、市販のタルクは大丈夫なのかどうか?、タルク使用に関する実態調査をはじめとした対策が必要ではないか。

アスベストの禁止を求める声が国際的にも高まっており日本においても同様、一日も早い全面禁止措置が求められている。その一方で、工業原料として広く利用されているタルクへのアスベスト含有問題についても、使用量が多いだけに、健康障害（じん肺や肺ガン・中皮腫など）の予防と補償の両面で注目していく必要があるだろう。

(参考文献)

- 1) 石綿・ゼオライトのすべて；財団法人日本環境衛生センター
- 2) タルク取り扱い労働者とアスベスト関連疾患；熊谷ほか 労働の科学48巻5号, p52-55, 1993年

表3 タルクの輸入

(単位:トソ)

年	中国	オーストラリア	アメリカ	北朝鮮	その他	計	中国 %オレ
1991	529611	126553	16757	1874	558	698683	14903
1992	552941	85212	7133	3544	40	629347	20879
1993	508917	70231	8242	1349	38	588777	20144
1994	517857	74849	7185	1228	674	601793	24331
1995	642562	68779	8396	903	261	720901	35832
1996	468988	89757	7167	1330	479	567721	55858
1997	466306	102782	9112	1542	206	579930	88469
1998	353650	96110	3456	292	79	453587	133064
1999	331427	62815	8098	2007	234	404581	159929

職場改善事例しようかいその10

大阪市従業員労働組合 環境事業支部

家庭から出てくるごみを収集する。市民の日常生活にとってなくてはならない仕事です。大阪市内の収集作業基地の一つ、北部環境事業センターを訪問しました。職場を案内していただいたのは、大阪市従業員労働組合環境事業支部北部センター分会の越智分会長と古久保書記長。

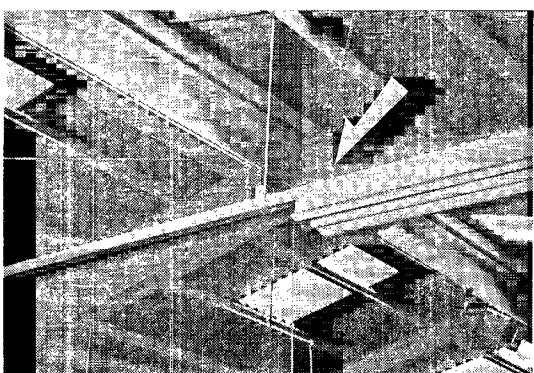
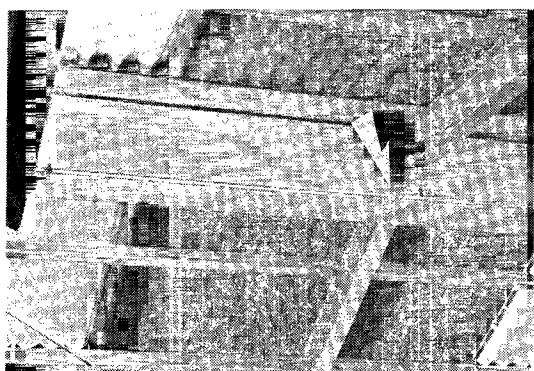
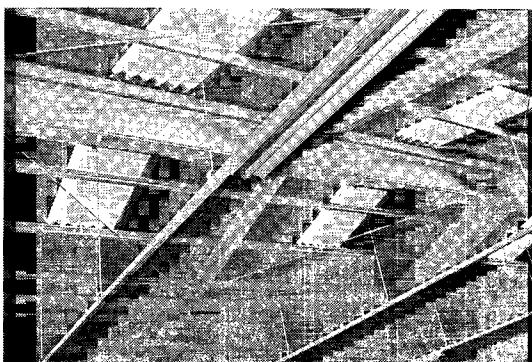
リサイクルや廃棄物問題がマスコミを賑わせ、廃棄物をめぐる法規制などにも関心が高まっているとはいえ、毎日の収集作業は、パッカー車に乗った運転手と作業員の方々が、町をくまなく廻って収集するという人手に頼った作業形態は変わることありません。

収集車が出発する、センターでどんな職場改善が行われているかを取材させていただきました。

収集車の運行は、通常1人の運転手と2人の作業員で進められる。このセンターには、210人が所属し、収集車は79台が動いている。また収集作業といえばイメージされるパッカー車以外に、路地裏の収集や、街頭ごみの収集にあたる軽トラックの収集車も活躍している。

○車庫の天窓

ズラリと並ぶ収集車。車庫の天井には、明かりを取る天窓を設けた。窓がなかったときは、収集車を洗浄して薄暗い車庫に入れることになる。日がさんさんと照りつける屋外から、バックで移動する際に天窓からの明るさは、事故防止に効果がある。もちろん、職場の明るさは作業者自体の気分も明るくする。

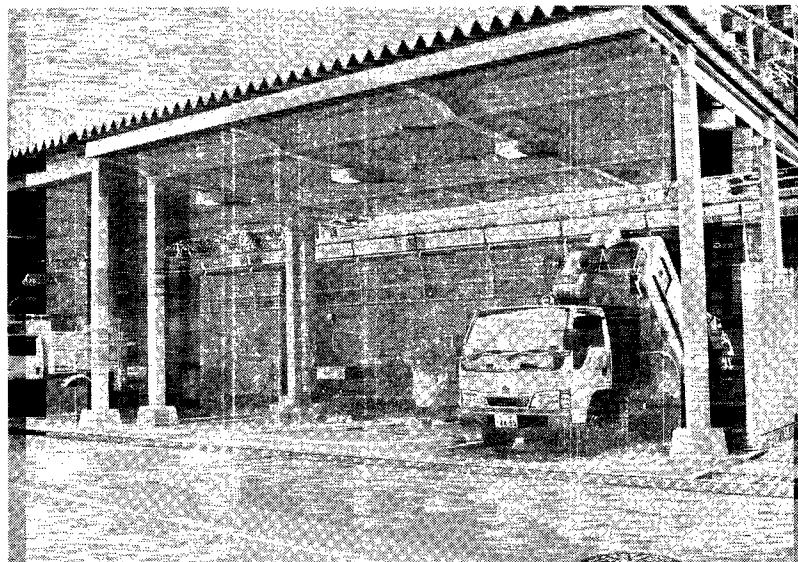


○鳩よけワイヤー

車庫は、当然開け放たれたままになっている。もちろん鳩の出入りも自由。梁の鉄骨や蛍光灯の上にとまって、糞もし放題。何か対策はないものかと頭を悩ますテーマだった。そこでとられた対策は、とまりそうなところに細いワイヤーを張る方法。写真では見みにくいが、蛍光灯の上、鉄骨の出っ張り部分に張られたワイヤーで、鳩がとまりにくくしている。

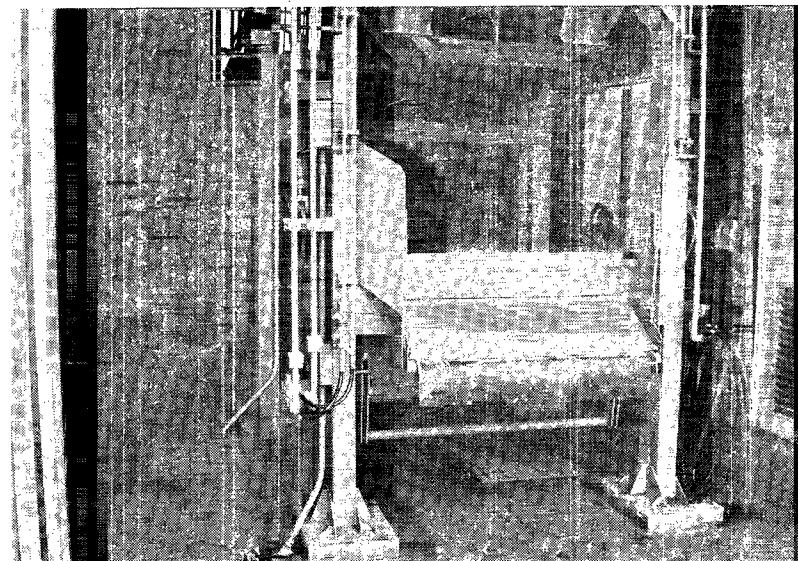
○洗車場の屋根増設

収集作業から帰ってきたパッカ一車は、毎日洗浄する。ホースから噴出する水で、汚れを細部まで吹き飛ばす作業である。洗車場の屋根は、以前は一部にしかなかったため、勢いよく吹き飛ばした水しぶきがときどき背後にある一般道に飛ぶこともあった。屋根を増設することによってこの問題を解決。



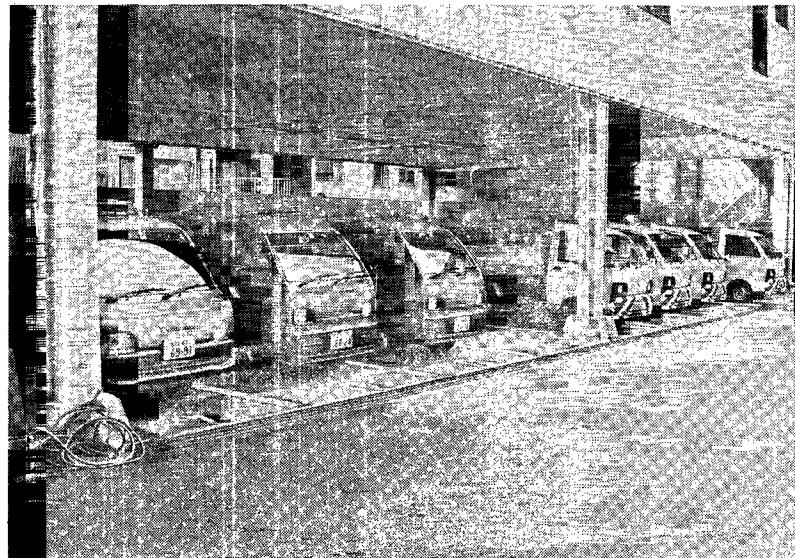
○廃水処理設備

洗車に使用した水は、汚物が含まれている。79台の収集車があり、そのほとんどが毎日稼動しているとなると、廃水も結構な量になる。だから廃水処理設備を設置し、浄水された水は再び洗車に使うシステムとなっている。



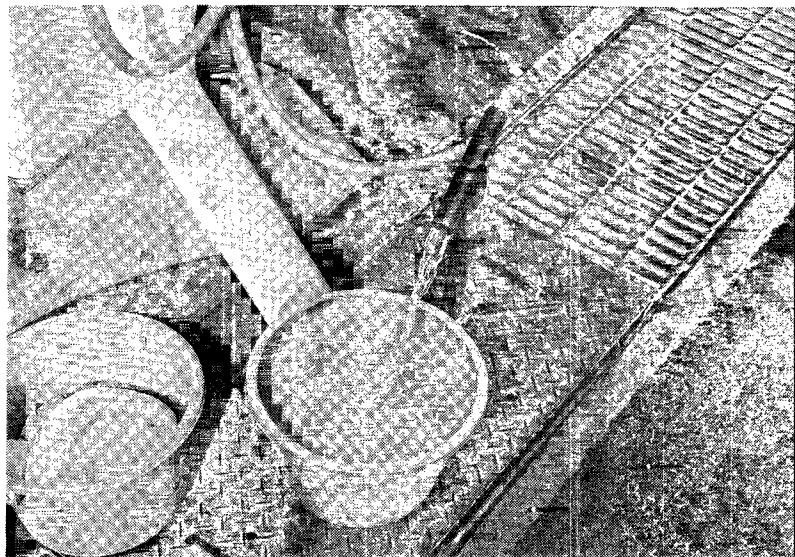
○軽トラック車庫

収集から帰ってきた軽トラックも、しつかり洗車されて定位置に。



○ホース止め

汚れたら水で洗う。車庫前柱の位置に何気なく溶接で付けられたホース止め。斜め下にホースがくるようになっていて、下にポリバケツ。蛇口をひねると手を洗える。わざわざシンクなど設けると、汎用性が失われるという蛇口の位置から考えると、ほんのちょっとした快適職場への改善といえる。



関西労働者安全センター第20回総会を開催

3月25日、当センターの20回目の定期総会が部落解放センターで行われた。総会では、99年度の活動報告と新年度にむけた活動方針案が提起され承認された。

労働者派遣事業法の改定をはじめ、雇用形態の多様化が進行、市場経済至上主義と規制緩和の流れが堰をきったように広がっている。工場でも、オフィスでも外注化が進み、安全衛生管理体制自体も一体化した取り組みさえ難しい事業場が多くなっている。

労働災害の発生状況については、労働省統計によると死傷病報告による死亡労働者数は約1800人、労災保険遺族補償給付件数は約4000人となっている。労働者数300人未満事業場における死傷災害が、全死傷災害にしめる割合は9割にのぼり、とくに大阪府の製造業に限定すると300人未満事業場で実に96%の労働災害が発生しており、中小零細企業における安全衛生対策が進んでいないことを示している。この傾向は近年変化しておらず、労働安全衛生施策の大きな課題となっている。

一方で、欧州に端を発する自主対応・参加型の労働安全衛生運動の流れは、国際潮流となって世界的に実績をあげつつある。

ISO、ILOでの検討作業が進行する中で、労働省自身も「労働安全衛生マネジメ

ントシステムに関する指針」を策定、現在進行中の第9次労働災害防止計画でも導入をその方針に掲げている。管理型が主流となってきた日本の労働安全衛生活動に対して、労働者の参加を促進する安全活動が展開できるかどうかが問われている。

また、深夜勤務、裁量労働制、変形労働時間制の更なる弾力化により、労働態様の多様化が一層進み、過労死をはじめとした労働関連疾患への対応も問われている。

現行の日本の労働安全衛生法令は、極めて不充分な内容を備えているにすぎない。しかし少なくとも、労働者数50人以上の事業場で設置が義務付けられた衛生委員会の半数は、労働者の代表が構成する。果たして衛生委員会で労働側委員は、労働者代表として働きえたか。大競争時代で多難な労働者、しかし参加型が国際標準となり、自主対応への力量が求められる労働組合というものが、現在の労働安全衛生運動の状況といえよう。労働者と労働組合の労働安全衛生活動の方針（ポリシー）が求められている。

新年度をむかえ、安全衛生活動への支援とともに被災労働者支援、対行政・企業交渉などの日常活動のさらなる前進を図っていきたい。

2000年度活動方針

- 1 労働法制の改悪、規制緩和に反対し、すべての労働者のいのちと健康、基本的権利を守り、発展させるために闘う。
- 2 大阪労働局、大阪府労働部など労働行政に対する働きかけを強化し、政策、制度の改善実現に向け取り組む。
- 3 職場の安全衛生活動への支援を強化し、自主対応・参加型安全衛生活動を推進する。
 - (1)地域産業保健施策への労働側参加を支援し、具体的な地域展開をはかる。
 - (2)中小零細企業などの安全衛生対策の充実を実現する。
 - (3)自主対応・参加型の職場改善活動の普及に努める。
 - (4)安全パトロール、安全衛生委員会活動への参加、チェックリストの作成などを通じて日常的安全衛生活動に積極的に協力する。
 - (5)専門家、協力医療機関との連携を強化する。
 - (6)高齢労働者、福祉労働者の安全衛生対策を推進する。
 - (7)腰痛対策の一環としての腰痛予防ベルト「楽腰帯」の普及に一層努力する。
 - (8)職場の喫煙・禁煙対策の積極的に支援する。
 - (9)ダイオキシンなど有害化学物質への取り組みを強める。

- 4 被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償法制の抜本的改善に取り組む。
 - (1)労災補償制度の改善（補償手続きの民主化、労災認定基準の抜本的見直し、障害補償制度の改善、アフターケア制度の充実、通院費・介護補償などの労災保険による療養費用の支給基準の見直し、補償打ち切り優先をやめ職場復帰対策の実現、被災者の権利を守る立場での時効運用の抜本的改善）を実現する。
 - (2)公務災害補償制度の改善へ向けた取り組みを進める。
 - (3)法定外補償制度の確立と充実、使用者責任追及の闘いを支援する。
 - (4)375通達による未請求療養費の時効にとらわれない完全支給を実現する。神奈川針灸時効裁判を支援する。
 - (5)じん肺、石綿被害者の権利擁護とじん肺の撲滅に取り組む。
 - (6)全面使用禁止が国際的流れになっている石綿(アスベスト)については、使用禁止への政策転換を早期に実現するべく取り組む。
 - (7)指曲がり症、頸肩腕障害・腰痛、脳心臓疾患などの労災認定闘争を積極的に支援する。
 - (8)外国人労働者の権利擁護、拡大、企業責任の明確化、有効な安全衛生対策の実現、情報の提供に努める。
 - (9)労災、安全衛生に関する相談体制を強化する。

5 労働者の立場に立った労災医療、健康管理・増進、快適職場を実現する。

- (1)田島診療所、菜の花診療所など労医連医療機関をはじめとする医療機関や環境監視研究所、大学・研究機関専門家との連携を強化する。

6 労働行政の情報公開

- (1)行政通達、事務連絡など行政運用基準、労働基準・安全衛生・労災補償・雇用など労働行政全般の行政情報の公開を実現する。
- (2)情報公開法の活用を図る。
- (3)有害化学物質情報の全面公開を求める。

7 専門的課題への対応強化

- (1)労災、労働基準などの法的問題での大阪労働者弁護団等との協力を強化する
- (2)自治体労働安全衛生研究会にひきつづき参加、協力する。
- (3)各テーマによるホットラインの経験を生かし、全国労働安全衛生センター連絡会議などと協力しながらパンフレットの作成・発行などを行い、被災者の救済、予防対策を進める。

8 教育宣伝活動の推進

- (1)2000年度安全センター労働安全衛生講座の開催。
- (2)機関誌の充実。
- (3)課題別パンフレットの作成、発行。特に、頸肩腕障害認定マニュアル、労災事故対応マニュアル、外国人向けパンフレットの作成。

- (4)労働者の参加を促進するビジュアルな職場改善事例集の作成。特に港湾、金属機械職場における職場改善事例集を作成する。

- (5)ホームページを開設する。

9 全国安全センター強化と各地域センターとの連携推進

- (1)さらに組織的、財政的基盤を強化し、労働行政への影響力を高める。
- (2)政策提言等具体的運動を通して、各地域安全衛生センターとの連携を強化する。

10 組織・機関誌拡大、財政対策

- (1)団体会員、個人会員の会員拡大につとめる。
- (2)機関誌購読部数の200部増を目指す。
- (3)計画的な対策を進めることにより、財政基盤の確立をはかる。
- (4)N P O 法人格取得を検討する。

11 他団体との協力、国際交流など

- (1)関係労働団体、R I N K 、多文化共生センターなど外国人支援団体、被災者団体との協力関係を深める。
- (2)外国、とりわけアジア地域の安全衛生センターとの連携、交流をすすめる。
- (3)全国安全センター英語版ニュースへの協力など海外への情報発信を追求する。
- (4)滞日外国人向けの情報提供に努める。

前線から

じん肺合併肺がん問題で 大阪労働局に申し入れ

大阪

安全センターは、じん肺合併肺がんの労災補償の改善を求める申入書を4月18日、大阪労働局に提出した。

じん肺患者が発症した肺がんについては、基発第608号(1978年11月2日)「じん肺患者に発症した肺がんの補償上の取り扱いについて」により、「じん肺法によるじん肺管理区分が管理4と決定された者であって、現に療養中の者に発生した原発性の肺がん」または、「管理4相当と認められるものについては、これに合併した原発性の肺がん」だけが、業務上の疾病として労災補償の対象とされている。

この基発第608号の根拠は、労働省が当時設置した「じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議」が1978年10月に提出し

た検討結果報告書(以下、報告書)だが、この約20年前の報告書は「じん肺と肺がんの因果関係の存在を医学的に確認できるような材料が得られなかったものの、我が国ではじん肺症患者に肺がんの合併する頻度が一般人口における場合よりも高いことのほか、じん肺症患者に肺がんが合併した場合には、高度に伸展したじん肺病変の存在が、①肺がんの早期発見の困難性、②肺がんの治療方法の制限、③予後の不良という医療実践上の不利益を招く。」と指摘していた。

一般人口より高い肺がんの合併頻度が確認できていたということは、とりもなおさず因果関係が明らかであったのであり、さらにその他の医療実践上の不利益といった点を考慮に入れて、もっと幅広い労災認定

基準にするべきだったにもかかわらず、基発第608号のごとく補償対象を極めて限定したため、以後、多くのじん肺合併肺がん患者とその家族が労災補償を受ける権利を奪われる結果となつた。

不支給決定を受けた患者や家族は処分の取消を求めて不服審査請求、再審査請求あるいは行政裁判へと進む道が残されてはいるが、そうした気力と余力のある者は少数である。多くは、認定基準の説明をする労基署窓口であきらめ、医師の説明をきいて断念している。また、司法救済の道についても、いくつかの裁判が未だ係争中であり、この問題に関する決定的な確定判決は存在せず、患者と家族にとって、裁判はまさしくいばらの道に他ならぬ。

こうした状況の中、労働省は平成11年度から「じん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会」(以下、専門検討会)を設置し、平成12年度中に一定の結論を得るとしていることが明らかになっ

た。

基発第608号通達以降、多くの疫学調査が行われてきた。じん肺患者に肺がんが明らかに多いということが疫学的に実証されれば、労災補償は実施されるべきである。この意味で、じん肺と肺がんとの関連は、前述の通りすでに20年前の報告書の段階でも確認されており、それ以降の研究は、その事実の確認の年月に過ぎなかった。患者と家族にとっては、実にむなしい、苦渋の年月と言わなければならぬ。その間、労働省は、患者と家族からの訴えを無視し続け、医学的証拠の蓄積を知りながら、裁判では、正反対のことを言い続けてきた。

そしてついに1996年、こうしたごまかしが通用しない最終的結論が、WHOの下部機関であるIARC（国際がん研究機関）によってもたらされた。主要なじん肺である硅肺の原因物質の結晶性シリカの発がん性について、それまでグループ2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）に分類していたもの

を、グループ1（ヒトに対して発がん性がある）に変更したのである。この結論が、じん肺もしくは硅肺患者に肺がんが多発しているという多数の疫学調査も「含めた」検討の結果として出されたものであったことは言うまでもない。まさにじん肺合併肺がん患者の屍の上に明らかにされた結論であった。

IARC新決定以後、遅くに失したとはいえたくなく早急に基発第608号通達の見直しを行うよう、全国じん肺患者同盟をはじめ多くの関係団体が労働省に対して申し入れを繰り返してきた。労働省は「検討中、資料収集中」というばかりだったが、1999年度に至って、やっと、そして「こっそり」専門検討会を発足させていたことがわかったのである。

IARC新決定から今日まで、そしてまた今後、20年前の認定基準に基づいてじん肺合併肺がん患者と家族が不支給決定を受け、あるいは、請求さえ断念させられていくことは、被災労働者救済という労災保険

法の目的からしても到底容認できない事態である。検討会の結論までの期間に、被災労働者や家族の労災補償請求権が時効によって消滅してしまうような事態は最低限、行政の責任において避けなければならない。現在の状況下で、患者と家族の労災補償を受ける権利を保護するための措置をとるよう、以下の申し入れをおこなった。

- 1) 本年度末を期限として専門検討会の検討が進行中であることを鑑み、じん肺合併肺がんにかかる労災請求に対し、現行基準で業務上と判断されるものを別として、業務上と判断することが困難と思われる事案については、専門検討会の検討結果が明らかとなり、現行認定基準の変更の見通しが判明するまで、当該事案にかかる所轄労基署長による業務上外の決定を差し控えることとされたい。また、専門検討会による現行認定基準の見直し作業が行われていることを、その背景事情を含めて現場労基署ならびに主治医に対して通知し、じん肺合併肺がん事案について患者と家族の請求権の保護を念頭においていた慎重な対応を要請されたい。
- 2) 専門検討会に関して、構成メンバー、議事内容、配付資料、進行状況と見通しなど一切の情報について公開されたい。
- 3) 管内の把握しうるじん肺患者（たとえば、健康管理手帳所持者、管理区分決定を受けた者）についての調査を実施し、合併肺がんの発生実態、

労災請求と認定状況を調査するとともに、その内容を明らかにされたい。
大阪労働局は内容を検討

して対応するとしており、
今回の申し入れに関する交
渉は5月に行われる見通し

である。

ひまわり医療生活協同組合が発足

尼崎

尼崎市西立花で5年前に開業した田島診療所が、4月から「ひまわり医療生協田島診療所」となった。所長の田島隆興医師は整形外科を専門として、港湾病、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症など労災職業病医療にたずさわって来られたことで知られている。患者の立場に立った地域医療、労災職業病医療をかけ、開業準備時から「ひまわりの会」による出資金集め、運営委員会による運営が行われてきた。ただ、日常の経営については個人診療所として田島医師が責任をもつてあこなってきた。このたびの医療生協の設立は「診

療所は地域住民と患者のものであるべき」という当初からの経営理念をさらに明確にしていくとするものである。理事長にはひまわりの会会長である地元の部落解放同盟東今北支部長の植辻亨氏がそのまま就任、理念の実践にむけて、田島医師をはじめとする診療所スタッフ、理事会一丸となって決意を新たにしている。

植辻理事長は生協広報誌「向日葵」で『思い返せば昭和25年(1950年)当時、地区内に集団発疹チフスという伝染病が流行し、実に120人の多くの人たちがこの病気にかかり、約

50日間にわたり隔離されました。この事件をきっかけに村の先輩達も目覚めて、要求書を行政に突き付け、対市交渉の中で水道水の完備・診療所の建設・ガス管の配管・下水道などの改修・地区児童の学力向上等々要求してきました。診療所は昭和26・27年頃には完成しましたが、2年以上経ってもお医者さんが来てくれず、とうとう3年後には閉鎖されてしまうという悲しい出来事がありました。このことを思うと田島ドクターがもっと早くこの地に来てくれていたらと悔やまれて仕方ありません。』と述べてあられる。こうした思いと新たな情熱が、必ずひまわり医療生協を生き生きと花咲かせるにちがいない。

昭和37年の最終粉じん作業で平均賃金を算定

トンネル、鉱山の掘進作業員

和歌山

トンネル建設と鉱山の掘削作業の長年従事、じん肺

に被災したSさんは、このほど大阪労働基準局長よ

り、管理区分3口、続発性気管支炎により要療養との決定を受けた。これを受けたSさんは、最終の粉じん作業場である鉱山があつた地域を管轄する和歌山県の

新宮労働基準監督署に労災保険の給付を請求している。

最終の粉じん作業といつても、昭和37年のことであり、休業補償給付の算定基礎となる平均賃金を決めようにも、Sさんはもちろん事業場側にも資料はまったくない。こうした場合には、所轄となる和歌山労働基準局長に平均賃金決定申請を行い、当時の勤労統計調査にもとづき決定を受け

ることとなる。

同署は、最終粉じん職場の確定と、療養状況や平均賃金関係の調査を行い、近く支給決定を行う見込である。

Sさんは、粉じん作業を離職した後、長く土木関連の事業に事業者として従事してきた。じん肺の症状があり、管理区分の決定を受け、なつかつ結核を発症したときに、これまで労災保険の各給付を受けること

がなかった。粉じん職場からすでに離れて久しく、労災保険の手続き自体を十分に知りえる立場になかったことから今回にいたるまで請求さえ出来なかつたのである。元粉じん作業従事者が未組織であるのはあたりまえであることを前提に、じん肺問題への対応を今後も推進していかねばならない。

JAM堺地協が安全パトロールを開始

26年の実績を新組織で発展

機械・金属産業の労働組合で組織されるJAMの堺地協が、今年から安全パトロールを実施する。

JAMは金属機械労組とゼンキン連合の2単産が合流、昨年秋に発足した新たな労働組合。堺地域では、旧金属機械労組が安全パトロールを継続的に実施、すでに26年の歴史を刻んできた。新たな労組として再編されても、良いものはどんどん拡大して実施していくと再開することになっ

たもの。

とはいって、同堺地協の安全パトロールは、一社に半日かけて、外部の各労組の安全担当者が巡回し、忌憚なく意見を述べるという方法をとっている。これまでに、このような取り組みをした経験がない会社も多く、同地協安全対策部では計画にあたってアンケートをとり、実施可能と答えた職場で実施することとした。

その結果とりあえず実施

可能とした15職場で通年計画で実現することとなっている。まず皮切りとして、5月10日に研修会を開催する。労働組合だけでなく、各労組の経営側の安全担当者の参加も求め、労働安全衛生対策を共通の課題として認識を深めることにしている。

労働組合が合流により大きくなり、地域の取り組み課題としてこれまでの成果としての労働安全衛生活動をさらに拡大実施する同地協の取り組みは、労働組合運動の地域活動の役割の観点から見ても大きな意味があるといえよう。今後が大いに期待される。

3月の新聞記事から

- 3/2 国際海事局はパナマ船籍の日本タンカー「グローバル・マーズ」が2月23日からマラッカ海峡北部で乗組員17人とともに消息を絶っていると発表。海賊事件を見ている。
- カナダのオンタリオ州政府は、たばこの健康被害で年間約1万2000人の州民が死亡し、州政府の健康管理支出を増大させているとして、日本たばこ産業を含む世界のたばこメーカーに、損害賠償を求める訴えをニューヨーク連邦地裁に起こした。
- 3/4 午前8時30分ごろ、広島県福山市の山陽自動車道郷分トンネル内上り線で、単独事故を起こして停止した軽トラックにバスやトラックなどが玉突き衝突、1人が焼死、約20人が負傷。
- 3/6 東京電力柏崎刈羽原発の雑固体廃棄物焼却炉建屋で、午後2時40分ごろ定期検査後空調用冷凍機の制御盤で電圧の測定作業をしていたところ、火花が飛び散り作業員2人が手や顔などにやけどを負った。
- 3/8 午前9時ごろ東京都目黒区の営団地下鉄日比谷線中目黒駅付近で、北千住発菊名行き下り電車の最後尾車両が脱線、同駅発竹ノ塚行き上り列車に衝突した。両車両は大破し、5人が死亡、32人が重軽傷を負った。軽量車両がカーブでせりあがって脱線した。
- 3/9 午前10時半ごろ、大阪府千早赤阪村と奈良県御所市の府県境にある国道309号水越トンネル内で、奈良県大淀町の古谷化成工業所の2トントラックの座席付近から出火し、積荷の塩化ビニール製ハンガーなどが燃え、塩化水素ガスを含む大量の煙が発生。ドライバーや消防救急隊員ら計18人が煙を吸い込むなどして病院に運ばれ、うち数人が重症。
- 昨年9月のJCO東海事業所の臨界事故で被ばくした篠原さんについて、東京大医科学研究所付属病院は2月下旬頃から肺炎をあこしていると発表、今月から人工呼吸器もつけている。現在は小康状態で生命に危険はない。
- 3/14 午前4時45分ごろ、大阪市都島区の交差点で奈良県大淀町の川重サービスの清掃車と、大阪府豊中市の山陽興業の清掃車が衝突し、川重サービスの清掃車が民家の玄関に突っ込んだ。清掃車の後部ステップに乗っていた女性従業員が頭に輕いけが。
- 午前11時50分ごろ、大阪市西区の「東洋ゴム工業」本社1階フロアで、同社元社員が「おまえのせいで首になった」と叫んで、同社課長の胸をナイフで刺し、課長は重傷。
- 3/15 高度のダイオキシン汚染で問題となった大阪府能勢町のごみ焼却施設「豊能郡美化センター」の元従業員2人が、「がんや皮膚炎になったのはダイオキシンが原因」として労災請求していたのに対して、淀川労働基準監督署は不支給とした。ダイオキシンによる健康被害の労災申請は初めてで、労基署は医学的な専門調査により、「海外事例の皮膚疾患患者や直腸がん調査でのダイオキシンの血中濃度は、2人の血中濃度より非常に高い。」ことから不支給としたとしている。
- 3/16 福岡県の筑豊炭田で働いてじん肺にかかった炭鉱労働者と遺族が鉱山会社や国に損害賠償を求めた「筑豊じん肺訴訟」のうち、旧島廻炭鉱の元労働者4人と遺族17人が福岡地裁に起こしていた訴訟で、会社側との間で和解が成立。国相手の訴訟は取り下げずに継続する。
- 3/18 午前6時20分ごろ、大阪市泉佐野市の関西国際空港沖で、2月8日に転覆した小型タンカー「海運丸」の航海士の遺体が発見された。同乗の船長と機関長は依然行方不明。
- 3/22 福井県敦賀市の核燃料サイクル開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」の炉設置許可無効を求める行政訴訟と建設と運転の差止めを求めた民事訴訟の判決が、福井地裁であった。行政訴訟では「安全審査基準に不合理な点は認められない」、民事では「具体的な危険があるとは認められない」として、原告の請求を棄却した。
- 午後2時ごろ、宮城県女川町の山林に訓練中の航空自衛隊第4航空団のT2型練習機が墜落、搭乗していた三等空尉が死亡。
- 3/23 午後1時ごろ、大阪市西区の鋳造工場の解体現場で切断中の油圧ポンペが爆発。解体業「東豊産業」の従業員1人が全身やけどで意識不明の重体。同経営者も腕などに大やけどを負った。隣接民家の女性が煙を吸って軽症。
- 3/24 大手広告代理店「電通」の社員が自殺したのは「長時間労働によるうつ病が原因」として遺族が同社に損害賠償を求めた裁判で、最高裁第2小法廷は2審を破棄し、審理を東京高裁に差し戻した。2審で社員側に落ち度があったとしたのを違法と判断し、過失相殺を適用した部分に限って審理のやり直しを命じた。
- 1991年5月滋賀県信楽町で発生し、42人死亡、628人が重軽傷を負ったいわゆる「信楽高原鉄道」でJR臨時快速との衝突し、事故で、大津地裁は同鉄道社員3人に對して、禁固2年から2年6月の執行猶予判決を出した。
- 3/26 22日から東シナ海で消息がわからなくなっていた長崎県有家町漁協所属はえ縄漁船「第7隆昌丸」の乗組員ら5人全員が、午後0時20分ごろ無事発見された。機関室から出火し、救命いかだで脱出、漂流していたところ海上自衛隊機に発見された。
- 3/27 午後1時40分ごろ、神戸市中央区の鉄くず加工業「共栄」薈合工場で、分別のため工作機械ではさんだ圧縮ポンペが爆発、破片が100メートル飛び民家の2階の壁を突き破った。
- 3/29 川崎製鉄水島製作所の管理職がうつ病により91年6月に自殺したのは「過労が原因」として、遺族が労災の認定を求めていた件で、労働保険審査会は労災と認め、倉敷労働基準監督所長の不支給処分を取り消した。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」

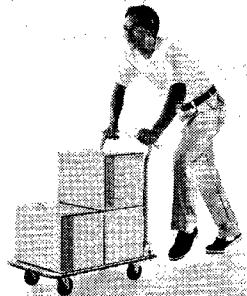
4月号(通巻293号) 00年4月10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 兼用	Super Relief -(ツートン)	グレー・ブルー 骨盤回り	ウェスト 64-72	65-85	85-100	100-110	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

(毎月一回10日発行)

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259